

諸外国の国民投票運動におけるオンライン広告規制

1 国民投票運動におけるオンライン広告規制の内容

国等	制度	透明性表示	アーカイブ設置	支出規制	外国人等規制	偽情報等拡散規制	ターゲティング等規制	商業広告禁止
英国		○		○	○			
フランス			○		○	○		○
アイルランド		○	○		○	○		
ニュージーランド		○		○	○			
米国カリフォルニア州		○	○		△	△		
欧州連合 (EU) (案)		○	△				○	

(凡例) ○：全部導入、△：部分的導入

ただし、英の透明性表示の規定及びアイルランドの関係規定は未施行。ニュージーランドの関係法は失効したもの。EUの規則案は審議中。

2 透明性の確保に係る情報のオンライン広告への表示義務

(1) 義務を課される者

- ① 広告出稿の責任者→ 英国・ニュージーランド・EU (案)
- ② オンラインプラットフォーム等→ アイルランド・米国カリフォルニア州

(2) 表示すべき情報

- ① 広告出稿の責任者の氏名等で足りる→ 英国・ニュージーランド・米国カリフォルニア州
- ② 更なる情報 (支出金額、広告掲示期間等) まで求める→ アイルランド・EU (案)

3 支出規制

国等	支出額の上限	報告書の提出等
英国	一定の要件を満たすか否かで、1万ポンド (約162万円) ~500万ポンド (約8億1000万円) の幅で設定。	・投票終了後において支出に関する報告書の提出が義務付けられている。 ・請求書・領収書の添付も必要。
ニュージーランド	・登録広告者：36万7000NZドル (約3101万1500円) ・その他：1万4700NZドル (約124万2150円)	・登録広告者：国民投票運動広告のための費用の証拠書類の保存義務が課せられている。

4 偽情報・誤情報などの拡散規制

国等	規制の内容
フランス	・国民投票の月の初日直前の3か月間及び国民投票が行われる投票日まで、 来る投票の真正性に影響を与えかねない、ある事実についての不正確・誤解させる主張・非難 が、故意に、人為的・自動的かつ大量に、オンラインの公衆通信サービスを通じて配信された場合、検察官・全ての候補者・全ての政党・政治団体・全ての利害関係者の申立てにより、急速審理裁判官が、その 配信を中止させるための措置 を命じることができる。 ・外国の支配・影響下にある法人と締結された協定の対象となるサービスが、 投票の真正性に影響を与えかねない虚偽情報 を故意に配信していると視聴覚・デジタル通信規制庁が認めるときは、その 配信の停止 を命じることができる。
アイルランド	・選挙委員会が 偽情報・誤情報等 の監視・調査を行い、オンラインプラットフォーム等に対し、①削除通知、②訂正通知、③ (調査中であること) の表示命令、④アクセス遮断命令、⑤操作的・偽装的行為通知を発出することができる。

* EU ではオンラインプラットフォーム等の自主規制に委ねられている。

* 英国では、①言論の自由に「萎縮効果」を与える危険があること、②特定の表現が真実であるかどうかは、場合によっては高度な論争になり得ること、③禁止をすることでかえって誤った信念を定着させることになりかねないとの課題が指摘されている。

5 インターネットを用いた商業広告の利用規制

フランスでは、国民投票が行われる月の初日前 6 か月間及び当該国民投票が実施される投票日までの期間、インターネットを用いた商業広告を、国民投票に関する宣伝を目的として利用することが禁止されている。